

○宮崎大学教育学部博物館実習運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、博物館実習の円滑な運営を図るため、宮崎大学教育学部博物館実習運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館実習の運営に関する事。
- (2) 実習博物館の選定及び連絡調整に関する事。
- (3) その他博物館実習に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学芸員資格関連科目を担当する社会科教育、理科教育、美術教育より選出された教員各 1 人。
- (2) 教務委員会委員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 号委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号委員の互選により選出し、副委員長は第 3 条第 2 号委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。